

次期高松市自転車等駐車対策総合計画の改定に向けて

自転車等駐車対策総合計画

- ・ 自転車等の駐車対策を総合的・計画的に推進するための計画として策定
- ・ 根拠：「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」

計画期間

- ・ 平成24年4月～令和4年3月
(※令和3年度で計画期間終了)

現行計画に基づき、これまで取り組んできた自転車等の駐車対策を検証するとともに、社会情勢の変化を踏まえた課題を整理・検討した上で、新型コロナウイルス感染拡大を受けた「新しい生活様式」により、今後、通勤・通学を始めとする自転車等の利用形態が変化することを見込んだ、次期計画を策定する。

総合計画に揚げる事項

- (1) 総合計画の対象区域
- (2) 総合計画の目標及び期間
- (3) 自転車等駐車場の整備目標等
- (4) 自転車等駐車場の設置すべき鉄道事業者の講じる措置
- (5) 放置自転車の移送、保管、処分等の実施方針
- (6) 自転車等の正しい駐車方法の啓発事項
- (7) その他駐車対策に必要な事項

社会情勢の変化に対応

- 高松市総合都市交通計画の改定
- 高松市自転車活用推進計画策定等

- ・ コロナ禍における生活様式の変容
- ・ 公共交通との連携
- ・ 安全で安心な社会の実現

今後のスケジュール

	R3												R4~	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
計画策定進行				基本方針検討	● 第一回協議会	素案検討	素案作成	● 第二回協議会	議会調査会	パブコメ実施	計画取りまとめ	● 第三回協議会	計画策定完了	令和4年4月改定